



長野県報

1月26日(月)
平成16年
(2004年)
第1527号

目 次

告 示

介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可（高齢福祉課）	1
保安林予定森林（2件）（森林保全課）	1
解除予定保安林（森林保全課）	3
平成3年長野県教育委員会告示第4号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（教育振興課）	4
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	4

公 告

一般競争入札（情報政策課）	5
国土調査法に基づく地籍調査の成果の認証（農村整備課）	5
開発行為に関する工事の完了（3件）（建築管理課）	6

正 誤

正誤（行政システム改革チーム）	6
-----------------	---



長野県告示第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定による介護老人保健施設の許可を次のとおり行いました。

平成16年1月26日

長野県知事 田中康夫

施設の名称
介護老人保健施設 つかまの里

所 在 地
松本市筑摩三丁目15番31号

許可した年月日
平成16年1月13日

高齢福祉課

長野県告示第34号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年1月26日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡高遠町大字勝間23の1・23の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、774の1、774の2、774の65、774の175、774の177、774の179から774の181まで、903の2、903の4、903の51、1005の1、1005の3、1005の63、1006の3、1009の3、1009の15、1009の16、1658の29、1658の30、1658の

35、1658の47、1658の91、1658の125、上水内郡鬼無里村大字鬼無里字品沢6773から6775まで、6776の2、6777の2、6777のロ、字法台7959のリ、7959のヌ、7960のハの1、字矢下7972の1、中条村大字日下野字柏鉢8690のロ、8701の1、8701のイの1、8701のイの2、8701のロの1、8702の1、8702のイ、8703の2、8703の3、8703のイ、8703のロ、8703のハ、8704、8704の2、8704の3、8706、8707、8708のロ、8709の1、8709のロ、8709のニ、8709のホ、8711の1、8711のハ、8711のホ

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡小海町大字小海字島沢ゆるぎ石1050の1、1050の7、9970、9971、下伊那郡大鹿村大字鹿塩4096の1、4098、4310の3、4310の7から4310の9まで、4310の20、4310の22、4311の1から4311の7まで、4311の9から4311の12まで、4311の14、4311の15、4311の17、4312の1から4312の4まで、4313の1から4313の5まで、4344の3、4344の10、4344の11、4344の13から4344の22まで、4344の456から4344の462まで、4344の488から4344の494まで、4344の532、4344の533、4344の535、4344の536、4344の616から4344の618まで、4344の1065、4344のロの2、4344のロの3、4344のロの18、4344のホの34、上水内郡中条村大字御山里字西ノ沢7146、7147、7149から7151まで、7152のイ、7152のロ、7153の1、7153のイ、7154、7155の1、7155のイ、7156のイ、7156のロ、7157、7159の2、7159の3、7159のイ

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字島沢ゆるぎ石1050の1、1050の7、9970、9971、字西ノ沢7146、7147、7149から7151まで、7152のイ、7152のロ、7153の1、7153のイ、7154、7155の1、7155のイ、7156のイ、7156のロ、7157、7159の2、7159の3、7159のイ
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

小諸市大字大久保字山根1633の1、字大石ゾリ1635の2、北佐久郡浅科村大字桑山字寺尾342の2、343、344の1、382の48、382の49、382の55、382の56、382の58、382の59、382の73から382の76まで、上水内郡鬼無里村大字鬼無里字生がや17155の1、17155の2、17156のロ、17157、17158の1から17158の3まで、17158のロ、17158のハ、17159の1、17159の2、17161、17163のロ、17164、17165、17167から17170まで、17171のイ、17171のロ、17171のハ、17174、17176から17178まで、17179のイ、17179のロ、17181から17184まで、17187のイ、17187のロ、17189、17190のロ、17191のイ、17191のロ、17191のホ、17191のヘ、17201のロ

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに小諸市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第35号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡鬼無里村大字日影字押切9497の1、9497の3、9499の1、9500の1、9501の1、9501のロ、9502、9503の1、9503の3、9504、9506の1、9506の5、9506の7、9507の1、9507の2、9509の1、9509の2、9509の5、9509の7、9510の1、9510の2、9511の3、9512の1、9513の1から9513の4まで、9544の1、9544のロ、9549の2、9549の3、9550、9551の1、9551の2、9556の2、9557、9558の1、9559、9560、9562の1、9562の2、9563から9566まで、9567のイ、9567のロ、9568、9569、9570のイ、9570のロ、9570のホの2、9576のイ、9576のロ、9577のイの2、9581の1、9581の2、9581の7、9582、9584の1、9587のロ、9587のハ、9587のニ、9589の1、9589の3、9591の1、9591の3から9591の14まで、9596のハ、9602、9603の1から9603の3まで、9604の1、9604のイの2、9604のロ、9604のハ、9604のニ、9608の1から9608の3まで、9610の3、9611、9613、9616、9617の1、9617の2、9618の1、9618のイの1、9618のイの2、9618のハ、9618のニ、9620の1、9620の2、9626、9627の1、9631の1、9632、9633の1、9633の3から9633の12まで、9633のニ、9648のロ、9648のハ、9648のニ、9649、9650、9651の1、9651の5から9651の9まで、9652のイ、9652のロ、9653、9654のイ、9654のロ、9705の1、9705の4から9705の8まで、9706のイ、9706のロ、9706のハ、9735の1、9736の1から9736の5まで、9737から9740まで、9741の1、9742の1、9742のロ、9743の1、9744の1、9751のイ、9751のロ、9752の1、9752のロ、9757のロ、9757のハ、9757のニ、9758から9767まで、9768の1、9768の3、9774、9775、9796の9

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市松代町豊栄字軽臼4191の1、4191の3、4192の1、4192の3、4193の1、4194の1から4194の4まで、4194の7、4194の9、4194の10、4195、4198、4199(次の図に示す部分に限る。)、4200から4205まで、4206(次の図に示す部分に限る。)、字三澤4207から4221まで、4222の1、4222の2、4223、4224・4225(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、4226、4227、4228(次の図に示す部分に限る。)、4229の1、4229のイ、4230、4231、4232の1、4232の2、4233、字笈ノ瀧4234から4241まで、4243から4253まで、4255から4290まで、字寿ノ川4291から4304まで、字当り澤4305から4315まで、4330から4344まで、4345(次の図に示す部分に限る。)、4346から4348まで、4349から4351まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、4352から4366まで、4367のイ、4367のロ、4368から4370まで、4371の1、4371の2、4373の1、4373の2、4374のイ(次の図に示す部分に限る。)、字葭原4316から4319まで、4320(次の図に示す部分に限る。)、4322から4329まで、字御天上4321の1から4321の3まで、字三山崎4375(次の図に示す部分に限る。)、4376、4377・4390・4395・4396の1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、4396の2、4396の3、4397の1、4397のイ、4398の1から4398の3まで、4402の1、4403の1、4405の1、4405の3、4418、字御座棚4419(次の図に示す部分に限る。)、4420、4421、4422から4431まで(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、4432から4440まで、字立石澤4441、4449、4450の1、4450の2、4451の2、4455の2、4457の2、4458の2、4459、4460、4461の2、4462の2、4463の2から4463の5まで、4464の2、4465の2、4466の2、4467の1、4467の3、4470、4472から4474まで、4475の1、4475の2、4476、4477の1、4477のイ、4478から4480まで、4481の1から4481の4まで、4484から4490まで、4491の1、4491のイ、4492から4498まで、字戸山城4499から4501まで、4502の1、4502のイ、4503から4515まで、4516の1、4516のイ、4517、4518の1から4518の3まで、4519から4522まで、4523の1、4523の2、4526から4536まで、上水内郡信州新町大字日原東字細口2273の1、2274、2275、2279、2280の1、2280の2、2281から2284まで、2285の1、2285のイ、2286、2288、2289、2291、2293のイ、2293のロ、2296、2297のイ、2297のロ、2298の1、2299、2300の1、2300のロ、2300のハ、2303、2305のロ、2306、2307、2308のイ、2309、2310、2312のイの1、2312のイの2、2312の1、2312の2、2313、2315、2316、2318から2320まで、2325の1、2328のロ、2329、2332の2、2332のイ、2332のハ、2332の1、2333のイ、2333のハ、2333のニ、2333のリ、2333のヌ、2333のル、2333のヲ、2333のワ、2333のカ、2336、2337、信濃町大字熊坂字慶沢777の1、777の8、835の3、字赤坂689

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字細口2279(次の図に示す部分に限る。)、2280の1、2280の2、2281、2282(次の図に示す部分に限る。)、2284、2291(次の図に示す部分に限る。)、2296、2297のイ、2297のロ、2298の1、2300の1、2300のロ、2300のハ、2315・2316(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2325の1、2328のロ(次の図に示す部分に限る。)、2329、2336(次の図に示す部分に限る。)、2337、字慶沢777の1、777の8、835の3、字赤坂689

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第36号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

下高井郡山ノ内町大字平穏字東館7149の16

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県教育委員会告示第1号

平成3年長野県教育委員会告示第4号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、平成16年1月26日以降に合否を発表する選考及び選抜に係る記録情報から適用します。

平成16年1月26日

長野県教育委員会

表中	「	を	」	に、「寮母」を「寄宿舎指導員」に、 に改める。	総合ランク（第1次試験の結果については、不合格者に係るものに限る。）	第一次選考における総合評価並びに面接、一般教養、専門教科及び小論文の段階別評価（不合格者に係るものに限る。） 二次選考における合否及び総合評価
					”	”
					”	一次選考における総合評価並びに一般教養及び小論文の段階別評価（不合格者に係るものに限る。） 二次選考における合否及び総合評価
					”	一次選考における総合評価並びに一般教養及び作文の段階別評価（不合格者に係るものに限る。） 二次選考における合否及び総合評価
「特殊教育課」を「自律教育課」に、	「	を	」	教育振興課	科目別得点	学力検査の教科別得点及びその他の検査の評価
					”	後期選抜合否発表日から1年間
					”	教科別得点
					”	合否発表日から1年間

選告示第3号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成16年1月26日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

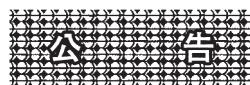
35,402	35,430
361,677	361,917
12,095	12,089
16,840	16,864
21,030	21,029
12,648	12,653
25,449	25,478
19,120	19,109
11,234	11,220
15,144	15,155

別表中	26,677	26,760
	9,901	9,897
	11,322	11,321
	7,105	7,093
	15,368	15,344
	95,908	96,068
	54,596	54,644
	32,578	32,579
	15,129	15,115
	28,251	28,272
	14,176	14,190
	19,777	19,801
	11,928	11,946
	16,305	16,337
	8,993	9,006

に改める。

11,341	11,368
8,265	8,256
9,222	9,207
14,598	14,626
16,868	16,884
10,563	10,562
17,597	17,639

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

掲示板用サーバ等 一式 (インターネット用グループウェアサーバ等 一式)

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成16年3月1日から平成16年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成16年2月5日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年2月6日 午後2時

イ 場所 長野県庁西庁舎303号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

情報政策課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の地籍調査の成果を認証しました。

平成16年1月26日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
北佐久郡 望月町	地籍簿及び地籍図	平成14年度から 平成15年度まで	大字布施の一部	平成16年 1月26日
小県郡 真田町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から 平成14年度まで	大字傍陽の一部	平成16年 1月26日

農村整備課